

告示

埼玉県告示第千百三十号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第三十五条の二第三項の規定により、証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届が提出されたので、同条第六項の規定により告示する。

令和二年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

取扱人	収納計器	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
一般社団法人 埼玉県自動車 整備振興会	計器の追加	変更	ネオポストジャ パン(株) 01200183	クアデイエント ジャパン(株) 01200183	令和二年 十月一日
一般社団法人 埼玉県自動車 整備振興会	計器の追加	変更	ネオポストジャ パン(株) 01200186	クアデイエント ジャパン(株) 01200186	令和二年 十月一日
一般社団法人 埼玉県自動車 整備振興会	計器の追加	変更	ネオポストジャ パン(株) 01200184	クアデイエント ジャパン(株) 01200184	令和二年 十月一日
一般社団法人 埼玉県自動車 整備振興会	計器の追加	変更	ネオポストジャ パン(株) 01200187	クアデイエント ジャパン(株) 01200187	令和二年 十月一日

